告　示

○宮内庁告示第四号

平成三十一年歌会始お題「光」の詠進歌の選者は、七月一日、次の者に定められた。

篠　弘
三枝　昂之
永田　和宏
今野　寿美
内藤　明

平成三十年七月二日

宮内庁長官　山本信一郎

○宮内庁告示第五号

天皇皇后両陛下は、七月九日から同月十日まで静岡県へ行幸啓になる。

平成三十年七月二日

宮内庁長官　山本信一郎

○総務省・法務省・経済産業省告示第四号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第九条第一項の規定に基づき、次の特定認証業務に関し、平成三十年六月十八日付けで業務の実施の方法の変更を認定したので、同条第三項において準用する同法第四条第三項の規定に基づき公示する。

平成三十年七月二日

総務大臣　野田　聖子
法務大臣　上川　陽子
経済産業大臣　世耕　弘成

1　認定認証業務の名称　TOiNX電子入札対応認証サービス
2　認定認証業務を行う者の名称　東北インフォメーション・システムズ株式会社
3　認定認証業務を行う者の住所　宮城県仙台市青葉区中央二丁目9番10号
4　旧発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　5679　585E　CADF　0130　5B05　2D9B　56A3　D549　3F98　5970
5　旧発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　1796　340A　C483　A83B　22B5　FA56　7435　2E71　56DE　0519　0A97　39AC　37D6　2F0E　A50C　D3E0
6　新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　8CC7　CA69　B7D7　D55F　A85A　B9ED　29E3　34EF　0569　B9A1
7　新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　1902　BB19　3D43　FD2E　D59C　39EB　76FC　443F　0AFA　E395　D006　FEB2　DFCA　9210　5010　B981
8　旧発行者署名符号で署名した新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　4D7A　A042　41BF　4A42　82D5　E5E6　345B　E45D　CCD3　984C
9　旧発行者署名符号で署名した新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　2EBE　FCD　D289E　5D1B　5120　D717　2402　59B7　1F53　1DC4　5E87　A6A2　08FA　2665　DD31　0720
10　新発行者署名符号で署名した旧発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　88C8　E70F　D033　9009　E8C4　4138　4C5A　2A44　BD83　B9FB
11　新発行者署名符号で署名した旧発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　682E　55AB　A024　FCF7　6793　543A　699D　F910　0AB9　3B3B　A741　586F　3D6A　99DD　E9553602

○法務省告示第百八十九号

北海道帯広市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成三十年八月二日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。
二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。
二　申出の手続について分からないことがあれば、帯広市役所又は釧路地方法務局帯広支局に照会すること。

平成三十年七月二日

法務大臣　上川　陽子

北海道河西郡芽室町西村字岩内三線九十二番地
増田　多平
長野地方法務局所属
長野地方法務局所属
山口地方法務局所属
札幌法務局所属
札幌法務局所属
播谷　秀樹
佐藤　隆
旭川地方法務局所属
千葉　和信
加藤　武志
佐藤美知幸
山崎　秀義

○法務省告示第百九十号

名古屋市中村区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成三十年八月二日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。
二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。
二　申出の手続について分からないことがあれば、中村区役所又は名古屋法務局に照会すること。

平成三十年七月二日

法務大臣　上川　陽子

名古屋市中村区中島町一丁目一番地　森　松治郎

○法務省告示第百九十一号

沖縄県宮古島市役所保存の次の原戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成三十年八月二日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。
二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。
二　申出の手続について分からないことがあれば、宮古島市役所又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成三十年七月二日

法務大臣　上川　陽子

沖縄縣宮古郡伊良部村字佐和田千三百九十二番地
國仲　寛林

○法務省告示第百九十二号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成三十年七月二日

法務大臣　上川　陽子

住所　東京都杉並区宮前５丁目11番19号
チン・ペン　昭和33年１月23日生
住所　千葉県市川市新井３丁目21番20―206号
金光洙　昭和55年８月26日生
金新恵　平成28年１月６日生
住所　大阪市港区市岡４丁目３番25号
スキタ・マノージ・クマール・ハランバ　昭和57年６月29日生
住所　埼玉県吉川市美南２丁目24番地１
姜微強　昭和59年11月25日生
姜琦夏　平成27年７月17日生
住所　京都市中京区壬生辻町31番地１
リーナ・ガルシア・ホンダ　平成９年８月18日生
住所　東京都板橋区蓮沼町８番１号
劉瀟　平成元年10月16日生
住所　群馬県高崎市江木町1618番地５
劉鵬　昭和53年12月28日生
住所　東京都新宿区歌舞伎町２丁目42番４号
徐瑞和　昭和57年８月30日生
住所　福岡市東区香椎浜２丁目３番４―807号
張永輝　昭和56年10月12日生
姚楠　昭和57年６月10日生
住所　川崎市高津区新作３丁目14番７―508号
邱充良　昭和52年２月１日生
住所　相模原市南区相模台６丁目30番19号
崔海道　昭和25年５月23日生
住所　埼玉県越谷市レイクタウン８丁目８番地
劉偉詩　昭和58年４月11日生
住所　東京都江戸川区東葛西９丁目１番７―101号
呉圓圓　昭和63年１月20日生